

タイから東北への国際定期路線再開に向けたプロモーション事業

業務仕様書（案）

（一社）東北観光推進機構

仕様書

1. 業務名

タイから東北への国際定期路線再開に向けたプロモーション事業

2. 目的

タイ市場は、新型コロナウイルス感染症流行前において、東北6県及び新潟県（以下、「東北7県」という。）を訪れる旅行者の数は年々増加するなど、東北にとって大きなマーケットに成長しており、2019年10月にタイ国際航空がバンコクー仙台間を結ぶ定期路線を就航させていた。一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で日タイ間の往来が制限されたことにより、2020年以降、訪東北タイ人旅行者が激減するとともに、タイ国際航空バンコクー仙台線も運休となっている。

タイにおいては引き続き訪日旅行意欲が高く、日タイの交流が徐々に再開していること等を踏まえ、旅行会社の招請、インフルエンサー招請、旅行博覧会への出展を実施し、タイから東北を訪れるツアーの造成促進と、東北の知名度向上を図り、早期の訪東北タイ人旅行者回復や将来の東北への直行便就航につなげる。

3. 事業上限金額

金12,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

記載の金額はあくまで現時点での事業上限金額であり、今後の予算確保の状況により変更となる場合がある。なお、事業実施にあたっては、上記金額内で東北観光推進機構が指定する額で、東北観光推進機構、秋田県、宮城県、山形県、仙台市及び栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会とそれぞれ契約を締結すること。

4. 契約期間

契約日から2024年3月22日まで

5. 業務内容

(1) 旅行会社招請

①実施概要

- ・バンコクなど首都圏在住の高・中間所得層をターゲットにした高付加価値の団体ツアーを中心に造成しているタイ現地の旅行会社を2回（各回4社4名）招請し、東北7県及び栃木県の観光資源を視察してもらうことにより旅行商品の造成を促すこと。
- ・提案に当たっては、旅行会社の選定理由を明記すること。また、選定に際して、事前に各社にヒアリングするなどして、各視察先を含めた旅行商品の造成意欲の高い旅行会社を選ぶとともに、日本及び東北7県・栃木県への誘客実績を考慮すること。招請する旅行会社が重複しても構わないものとするが、理由を明記すること。

※招請時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。なお、期間は東北取材にかかる日数とし、機内泊等は除くものとする。

- ・被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記する

など、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。

②業務の内容

(ア) 招請行程の提案

- ・ 下記、「(イ) 招請時期・コース」に記載している(a)・(b)のコースそれぞれについて、東北・栃木県の観光スポット等の中から招請行程を提案すること。インバウンド対応を行っている施設、観光コンテンツを中心に、実際の商品化を見据えた現実的な行程とすること。
- ・ いずれも4泊5日程度（機内泊含まず）、東京発着とするが、東北への直行便就航の状況によっては、委託先と協議の上変更することも可とする。
- ・ タイ人に人気の定番スポットのみならず、新型コロナウイルス感染症の流行後に誕生した新たな施設についても行程に含めること。
- ・ ターゲットであるバンコクなど首都圏在住の高・中間所得層へ訴求することが可能な行程を選定することとし、提案に当たってはタイ現地の旅行会社に意見を聴取すること。また、選定理由を明記すること。
- ・ 各日において高・中間所得層へ訴求することが可能な宿泊施設へ訪問するとともに、部屋の見学等、同施設の担当者による施設紹介を実施すること。この際、施設の十分な紹介を行うことができれば、同施設での宿泊は行わなくても構わないものとする。
- ・ 受託者は、招請の実施前に被招請者に行程に係る意見を聴取し、委託者と調整の上行程を決定すること。
- ・ 招請最終日に会議室等を借上げた上で、旅行会社と招請で訪問した自治体の担当者及び視察先の事業者による意見交換会を1～2時間程度実施し、訪問先への評価のフィードバック等を行うこと。なお、関係者の参加は現地、WEBいずれの方法でも参加できるよう手配すること。

(イ) 招請時期・コース

(a) 栃木・南東北コース

- ・ 10月から11月に実施し、栃木県・福島県・山形県・宮城県にバランス良く滞在しながら、各県の紅葉の魅力を訴求する行程とすること。
- ・ 原則、東京都→栃木県→福島県→山形県→宮城県→東京都の行程もしくは逆回りの行程とする。
- ・ 栃木県、福島県、山形県、宮城県でそれぞれ1泊すること。

(b) 秋田・山形・宮城・仙台コース

- ・ 1月～2月に実施し、秋田県・山形県・宮城県（仙台市を除く）・仙台市にバランス良く滞在しながら、各県のスノーコンテンツを中心とした冬の魅力を訴求する行程とすること。訪問する県の順番は提案による。
- ・ 秋田県・山形県・宮城県（仙台市を除く）・仙台市でそれぞれ1泊すること。

(ウ) 招請に向けた旅行手配等

- ・ 被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。

- ・被招請者の旅行手配について、被招請者の自宅から出発地である海外拠点空港までの移動を含む海外渡航費、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。
- ・宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでの Wi-Fi が利用可能な宿泊施設とすること。また、原則 1 人 1 部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後のタイ市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。
- ・招請実施後は参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、旅行商品の造成に向けたフォローアップを行うこと。また、事業報告書において造成の実績について報告すること。なお、旅行商品が造成されなかった場合は、その理由を聞き取り、報告書に明記すること。
- ・原則として、被招請者には東北観光推進機構が実施運営する会員組織「TOHOKU Fan Club」に加入してもらうこと。

(2) インフルエンサー招請

①実施概要

- ・タイ市場において訴求力のあるインフルエンサーをタイ現地から 1 回招請し、東北 7 県の観光資源を取材してもらい、自身の SNS 等を活用した情報発信を実施すること。
- ・招請するインフルエンサーは影響力や取材体制を鑑みて提案し、合計で 3 名以上を招請することとする。
- ・招請は各 4 泊 5 日程度で 1 回実施すること。
- ・提案に当たっては、インフルエンサーの選定理由や市場において有する影響力（SNS フォロワー数等）を詳細に記載すること。また、発信回数や目標とするリーチ数等についても明記すること。
※招請時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。なお、期間は東北取材にかかる日数とし、機内泊等は除くものとする。
- ・被招請者の選定に当たっては、可能な限り早期の調整を行い、キャンセルが発生する時期を明記するなど、キャンセル料等が発生しないようにすること。なお、キャンセル料が生じた場合、全て受託者が負担することとする。
- ・情報発信を主たる目的とした招請であるが、招請中に対象市場からの誘客を促進する独自の提案がある場合はあわせて提案すること。

②業務の内容

(ア) 招請行程の提案

- ・下記、「(イ) 招請時期・コース」に記載している内容で、東北の観光スポット等の中から招請行程を提案すること。インバウンド対応を行っている施設、観光コンテンツを中心に、タイへの効果的な発信が望める場所を選定すること。
- ・いずれも4泊5日程度（機内泊含まず）、東京発着とするが、東北への直行便就航の状況によっては、委託先と協議の上変更することも可とする。
- ・タイ人に人気の定番スポットのみならず、新型コロナウイルス感染症の流行後に誕生した新たな施設についても行程に含めること。
- ・FIT層への発信を前提に、公共交通機関の利用によりアクセスが行える場所を中心に選定すること。
- ・提案に当たっては被招請者に意見を聴取し、各発信媒体のフォロワー属性や発信内容と合致した取材内容を提案すること。最終的には委託者と調整の上行程を決定すること。

(イ) 招請時期・コース

- ・4月中旬に実施し、秋田県・山形県・宮城県（仙台市を除く）・仙台市にバランス良く滞在しながら、各県の東北の桜の魅力を訴求する行程とすること。訪問する県の順番は提案による。
- ・秋田県・山形県・宮城県（仙台市を除く）・仙台市でそれぞれ1泊すること。

(ウ) 招請に向けた旅行手配等

- ・被招請者選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・被招請者の旅行手配について、被招請者の自宅から出発地である海外拠点空港までの移動を含む海外渡航費、日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中、被招請者の中から新型コロナウイルス感染症の罹患者が出た場合、係る対応費用は全て受託者が負担するものとする。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。公共交通機関の利用を中心とした行程とする日はこの限りではない。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及びガイドを手配し、当該通訳及びガイドに要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び見学費等）を計上すること。
- ・宿泊先は、インバウンド受入に積極的であり、かつ原則として客室又は公共スペースでのWi-Fiが利用可能な宿泊施設とすること。また、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後のタイ市場からのインバウンド誘客への検討材料となるものにする。
- ・招請実施後は参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、情報発信に向けたフォローアップを行うこと。また、実績値については適宜報告するとともに、事業報告書において記載すること。
- ・原則として、被招請者には東北観光推進機構が実施運営する会員組織「TOHOKU Fan Club」に加入

してもらうこと。

(3) 旅行博出展

①出展する旅行博

タイ最大の旅行シーズンであるソンクラーン（タイ正月：4月中旬）に向けて、1～2月に現地で開催される旅行博（Thai International Travel Fair）に出展すること。

②PRの基本方針

- ・東京・大阪・京都等を訪れたことがある訪日リピーター層、30代以上の中間所得者層～富裕層を主なターゲットとする。
- ・東京から東北へ容易にアクセスできること（新幹線や仙台～成田間及び羽田～各地方空港間を結ぶ航空路線の活用）及びタイ人旅行者に人気が高い北海道ともアクセスが容易であること（北海道新幹線の活用）を併せて紹介することで、東京や北海道等と組み合わせた広域の視点も踏まえつつ、東北への旅の魅力をアピールする。また、運休中のTGバンコク～仙台線が再開されればより一層容易に東北にアクセスできるようになることもアピールする。
- ・JR East Pass や Tohoku Highway Bus Ticket 等、各種パスを活用することにより、コストを抑えつつ公共交通機関で気軽に東北への旅を楽しむことができることをアピールする。また、タイ人旅行者のレンタカー利用が増えていること等も踏まえ、Tohoku Expressway Pass 等を活用することにより、より自由に東北の旅が楽しめることもアピールする。

③業務の概要

(ア) ブースの装飾

- ・出展名は、「Akita / Sendai / Tohoku Japan」とし、3ブース以上確保すること。
- ・上記②の方針に基づき、桜や雪の回廊といった、インパクトがある東北の背景装飾をするとともに、タイ人が好む果物等、食べ物のビジュアルを加えたブースデザインとすること。ただし、日本からの出展者全体で統一装飾を実施する場合は、そのイメージと調和を図ること。
- ・「Treasureland TOHOKU JAPAN」のロゴを使用すること。
- ・タイ国内で保管している「むすび丸」の着ぐるみ及び説明板を展示すること。
- ・パンフレット入り段ボールや貴重品等を収納し、施錠可能な棚又はスペースを確保すること。
- ・東北各県・市の観光動画または現地とのオンライン中継をブースで放映できるよう、必要な機材等を設置すること。
- ・ブース来場者の質問等に対応するため、WEB検索が可能な機材等を設置すること。
- ・ブースにおいて、「TOHOKU Fan Club」の会員獲得、秋田県及び仙台市のタイ語版 Facebook のフォロワー増加に資する取組みを行うこと。
- ・上記に加え、仙台市のタイ語版 Facebook のフォロワー増加に資する SNS キャンペーンを提案・実施すること。また、キャンペーン参加者への配布用として、仙台市に関連するノベルティを準備すること。

(イ) ブースの運営

- ・ブース係員として、タイ語及び日本語での会話ができ、アンケート調査及び東北の観光説明を行う能力がある者を4名配置して、東北の観光の魅力を説明しながら、東北各県・市のパンフレット等を来場者に配布すること。ブース係員4名は原則として過去に仙台・東北ブースの通訳業務経験がある者から選定すること。
- ・「むすび丸」の着ぐるみを操作する者を手配し、会期中1日複数回（1回あたり30分程度）会場内でパンフレット配布等のPRを行いブース誘客に努めること。
- ・来場者とのコミュニケーションを通じて東北への関心と理解を深めてもらうとともに、タイ人の旅行嗜好や東北の現在の知名度等を調査するため、アンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。
- ・アンケートは一般消費者向けに1日あたり50人（計200人）、現地旅行会社向けに会期中合計50人に実施すること（計250部用意）。また、アンケートは東北観光推進機構指示のもと、東北観光推進機構 CRM システムを活用して実施すること。アンケートのノベルティについては、委託者が提供する。

(ウ) 現地への荷物輸送

- ・観光PRに使用するパンフレット等の物品を日本からタイに輸送すること。なお計上の際には、20kg×30箱として行うこと。（船便想定）

(エ) 商談会等参加

- ・出展する旅行博に併せて商談会等が開催される場合、参加費用の支払い等当該商談会等に参加するための連絡調整及び手続・通訳対応者の手配等を行うこと。

(オ) 主催者等との連絡調整等

- ・主催者等とブース出展料の支払いその他出展に係る連絡調整及び手続等を行うこと。

6. 事業報告書の作成及び提出

- (1) 第1回目の旅行会社招請が終了してから概ね30日以内に、招請内容をまとめた中間報告書を作成し提出すること。なお、報告書は東北観光推進機構、東北7県及び栃木県が旅行会社へのセールス等に自由に使用できるものとする。
- (2) インフルエンサーが情報発信を行ってから概ね30日以内に、発信実績をまとめた報告書を作成し提出すること。
- (3) 2024年3月22日までに事業報告書を提出すること。

7. 事業効果の把握に関すること

- (1) 本事業が、東北7県及び栃木県を主体とした旅行商品の造成や、誘客促進につながったことを具体的に把握できる成果指標の設定及びその測定（調査）方法を提案し、効果の測定を実施すること。
- (2) 旅行会社招請について、招請実施後参加者に適宜必要な情報提供等を行うことにより、旅行商品の造成に向けたフォローアップを行うとともに、招請地域を含む旅行商品について招請毎に計8商

品以上を目標に旅行商品の造成を促すこと。

- (3) 旅行商品の造成時期等により、成果指標に係る実数を把握することが難しい場合は、被招請者から見込み数を聴取するなどし、効果測定に支障が生じないようにすること。
- (4) インフルエンサーの発信については、媒体接触者数・クリック数等成果指標の設定を行い、効果の測定を実施すること。
- (5) 旅行博への出展については、ブースへの来場者数等の成果指標の設定を行い、効果の測定を実施すること。

8. その他

- (1) 受託者は、委託者と締結した「業務委託契約書」の各条項を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務に要する機材および消耗品について準備すること。
- (3) 受託者は、業務の各段階において業務の遂行について随時報告を行い委託者の了解を得ること。
- (4) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。
- (5) 委託者が必要と判断した際には、受託者と協議を行った上で、本契約の内容を変更することができる。

以上